

令和6年第10回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年10月28日(月)午後1時30分から2時55分

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保 暢夫
会長職務代理者	3番	樋口 なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	7番	野村 勉
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(1人)

14番 小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

伊尾木	黒岩	榮之
土居	入交	大輔
安芸町	西岡	大作
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について

報告第 4 号 農地法第 4 条届出について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農地利用集積計画(一括方式)決定について
議案第 8 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	小松 亜矢
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 みなさん、こんにちは。
これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数 14 人、欠席 1 人、出席数 13 人でございます。
欠席委員の 14 番の小松昌平委員からは、所用のため欠席の届出があっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
10 月 16 日に、農業委員会全員研修会がオンラインで開催され、こちらの会議室において、内川会長、大久保委員、樋口委員、公文委員、有澤節子委員、千光士委員、渡辺委員、中平委員、小松幸宏委員の計 9 名が受講されました。
次に 10 月 23 日には、「女性の農業委員会会長・会長職務代理者研修会」がオンラインで開催され、樋口なぎさ委員が市役所第 4 会議室で受講されております。
また、昨日 25 日には、第 103 回常設審議委員会が高知市で開催され、内川会長と弘井係長が出席しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に野村勉委員及び有澤節子委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出についてです。今回は、9 件の届出が出ています。
届出番号 1 番 です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり赤野の 4 筆で、面積は 1,569 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番 です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり港町二丁目ほかの計 7 筆で、面積は合計 3727.30 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 3 番 です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり土居の 1 筆で、面積は 286 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 4 番 です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり川北の 4 筆で、面積は合計 543 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 5 番 です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり赤野の 10 筆で、面積は合計 1,832 m²です。相続により

所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号6番 です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は495 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号7番 です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり黒鳥ほかの計11筆で、面積は合計3,748 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号8番 です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は112 m²です。時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届け出番号9番 です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は116 m²です。こちらも時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見などがございましたら、よろしくお願いたします。
 (質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようですので、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は6ページからになります。今回は7件の申請がありました。

事務局 申請番号 1 番 です。

譲渡人、譲受人^{ゆずりうけにん}は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の合計 13 筆で、面積は合計 8410.53 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、ナス、梅、びわ、みかんなどの栽培を予定しています。所在地につきましては、8 ページに地図がございます。堆肥センターの西方向にある農地合計 13 筆です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は祖父である譲渡人の手伝いで農作業に従事しております。今回の申請地でもナス、ビワ、梅、みかんなどの栽培を予定しています。農作業に従事する家族等の状況からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸^{てんたい}禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナス、梅、びわ、みかんなどの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、10 月 15 日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号 2 番 です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり西浜の 3 筆で面積は合計 686 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しています。所在地につきましては、9 ページに地図がございます。市営津久茂団地から北へ入った馬の丁バ

ス停の北東方向にある農地 2 か所で合計 3 筆です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社員であるが、休日や長期休暇を利用してこれまでに 5 年ほど農作業の経験があります。今回の申請地では自家消費用の野菜を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 150 日が 1 名と年間 120 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜などの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、10 月 11 日に野村勉委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号 3 番 です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は 1,515 m²です。

売買による所有権移転の申請で、果樹の栽培を予定しています。所在地につきましては、10 ページに地図がございます。井ノ口駐在所の東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社経営者であります。これまでに 5 年ほど実家の農作業の手伝いをしており、農作業の経験があります。

今回の申請地では果樹を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 180 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には果樹の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、10 月 10 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号 4 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の 1 筆で、面積は 286 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、11 ページに地図がございます。溝ノ辺公園の西方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。南側に隣接する農地も自身の農地で同じくユズを栽培しております。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを 11,321 m²栽培しており、今回の申請地でもユズを栽培する予定をしております。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 250 日が 1 名と年間 200 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、10 月 8 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号 5 番です。

譲渡人、譲受法人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の 1 筆で、面積は 991 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、12 ページに地図がございます。江川川沿いにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受法人はピーマンを 16,896 m²、ユズを 955 m²栽培しており、今回の申請地ではユズを栽培する予定をしております。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、譲受法人は農地所有適格法人となっております。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受法人は、ピーマンとユズを栽培し、農業に従事する予定者、年間 312 日が 2 名と年間 160 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

現地につきましては、10月10日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号6番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり奈比賀の1筆で、面積は152㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、13ページに地図がございます。市道大磯線沿いにある農地で、林道大磯線の起点から約0.7km南方にある農地です。

こちらは、事前に現地の写真撮影し、この後の申請番号⑦の現地確認時に写真で確認していただきました。

現地の写真と写真確認している様子をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを2010.23㎡、野菜等を881㎡栽培しており、今回の申請地でもユズを栽培する予定をしております。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズや野菜等を栽培し、農業に従事する予定者、年間150日が1名となっており、自家消費用のユズを栽培する予定であり、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、10月11日に有澤節子委員、有澤光喜委員に写真により確認をしていただきました。

申請番号7番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり大井の1筆で、面積は337㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、14ページに地図がございます。こまどり温泉の西方向の江川川にそって市道ノボリ線という道路が走っておりますがそのノボリ線沿いにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻やユズを6,959㎡栽培しており、今回の申請地でもユズを栽培する予定をしております。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズ等を栽培し、農業に従事する予定者、年間150日が2名と年間50日が1名おりますので、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、10月11日に有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を栗山浩和委員、申請番号②を公文啓子委員、申請番号③を大久保暢夫委員、申請番号④を福本隆憲委員、申請番号⑤を樋口なぎさ委員、申請番号⑥⑦を有澤節子委員、お願いします。

栗山委員 ①です。10月15日に現地に行つてまいりました。先ほどの説明のとおりです。

公文委員 ②です。説明に間違いありません。

大久保委員③です。10月10日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

福本委員 ④です。8日に現地確認してきました。報告のとおりです。

樋口委員 ⑤です。10日に確認しました。説明に間違いありません。

有澤委員 ⑥⑦です。10月11日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に(ほかに)ないので、採決いたします。

議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員・多数)です。

議長 よつて、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は15ページからです。今回は3件の届け出がありました。

(小松) 届出番号1番 です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の1筆です。地目は田で、面積は1,244㎡です。令和5年から5年間の賃借権が設定されていましたが、売却予定となり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。届出番号2番です。

賃貸人、賃借人、転借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり川北の1筆です。

地目は田で、面積は3,393㎡です。平成26年から10年間の賃借権が設定され

ておりましたが、中間管理事業を利用することとなり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号 3 番です。

賃貸人、賃借人、転借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の 2 筆です。

地目は田で、面積は合計 1,347 m²です。平成 30 年から 10 年間の賃借権が設定されておりましたが、このあと 5 条申請に出てきますが、転用計画があり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 3 号について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、報告第 4 号、農地法第 4 条届出についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 弘井 報告第 4 号、農地法第 4 条届出報告について説明いたします。議案書は 17 ページをご覧ください。

農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に 200 m²以内の農業用施設を建てる場合は届出を行うだけでよく、今回は 2 件の届出がありました。

申請番号 1 番、申請者、申請地は議案書に記載のとおり。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、18 ページに地図を掲載しております。西浜馬ノ丁のバス停から南東方向へ入った場所にある農地です。写真のとおり現在、既に農業用倉庫が 1 棟建っており、事後になりますが、今回届け出を行ったものです。10 月 11 日に、野村勉委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に現地確認していただきました。周辺の農地から同意も得ております。

次に、申請番号 2 番です。申請地は、議案書に記載のとおり。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、19 ページに地図を掲載しております。こちらは、黒鳥安芸おひさま保育の南側にある農地で、こちらも写真のとおり、現在既に農業用倉庫が 1 棟建っており、事後になりますが、今回

届け出を行ったものです。10月11日に、野村勉委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に現地確認していただきました。周辺の農地から同意も得ております。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とします。事務局が説明をいたします。

事務局 議案第5号の5条許可申請について説明いたします。今回は2件の申請が提出されております。

議案書は20ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は350㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は21ページに地図を掲載しています。併せて、現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は土居の春日玉造集会所の西側の農地です。現地確認は10月8日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただきました。

次にA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、借人は現在安芸市内でアパートを借りて生活しています。二人目の出産を予定しており、子ども部屋二つ確保し、また家族4人で生活するのにアパートでは手狭となるため、自己住宅を新築する計画を立てました。申請地は、借人の祖父所有の農地で、住宅を新築するなら一部を貸してくれることになりました。他に適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、貯金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、南側は貸人所有の農地、東側は宅地及び同意のある農地、西側は同意のある農地です。生活排水は、浄化槽で処理後、北側市道側溝へ、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、栃ノ木堰土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されています。特定改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施工地ではありません。申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号 2 番、貸人、借人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田及び畑、面積は 296 m²で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は 22 ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は僧津地区の北の方にある農地です。現地確認は 10 月 8 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に別紙の A3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。続きまして、2 の一般基準についてご説明します。検討事項①の理由についてですが、借人は現在実家に住んでいるが、老朽化が進み痛みがひどくなってきたため、また独立して生活したいと考えたため、自己住宅を新築したいと考えたものです。新築する住宅は、地震や津波が起きても安全と思われる場所だと思い、宅地を探したが見つからなかったため、当該申請地を選定したものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、貯金通帳の写しなどを確認し、問題ないと判断しました。遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、南側及び東側は同意のある農地、西側は貸人所有の農地です。生活排水は浄化槽で処理後、北側市道側溝へ、雨水については自然浸透及び南側水路へ排水する計画です。なお、栃ノ木堰土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施工地ではありません。

ません。申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号①②を合わせて福本隆憲委員お願いします。

福本委員 8日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に(ほかに)意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号、農業経営基盤促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

事務局 それでは、申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の1筆で、地目は田、面積は690㎡です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、賃借料は45,000円/10aで再設定する計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、25ページに地図がございます。レストラン矢流跡地の北東方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集

積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、10月15日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり西浜の1筆で、地目は田、面積は合計2,287㎡です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は3年で、5,500円/10aで再設定する計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、26ページに地図がございます。防災センターの北西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、10月11日に公文啓子委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の2筆で、地目は田、面積は合計2,635㎡です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、賃借料米8俵代で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、27ページに地図がございます。溝ノ辺公園の西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、10月8日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

事務局 ここで、いったん、申請番号①～③までを審議していただき、申請番号④につきましては、議長交代の後、説明及び審議をしていただきます。

議長 現地確認委員の報告を申請番号①を小松幸宏委員、申請番号②野村勉委員、申請番号③を入交大輔委員、お願いします。

小松委員 ①です。内容は先ほどの事務局の説明のとおりです。

野村委員 ②です。10月11日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

入交委員 ③です。10月8日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)ないので、採決いたします。

議案第5号農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号①から③について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員・多数)です。

議案第6号農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号①から③については、原案どおり決定いたしました。

議長 それではここで、申請番号④の関係者になるため、議長を交代いたします。

議長代理 議長を交代いたしました。事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり下山の1筆で、地目は田、面積は854㎡です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、賃借料米6俵代/10aで再設定する計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、28ページに地図がございます。下山公民館の北方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、10月8日に内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長代理 現地確認委員の報告を黒岩榮之委員をお願いします。

黒岩委員 10月8日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議長代理 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)ないようでしたら、採決いたします。

議案第 6 号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号④について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長代理 賛成(全員・多数)です。

議案第 6 号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定 申請番号④については、原案どおり決定いたしました。

事務局 それでは、審議が終わりましたので、議長を交代いたします。

議長 続きまして、議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)決定について説明いたします。議案書は 29 ページです。申請は 4 件でした。

農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画を活用した案件です。

事務局 申請番号 1 番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内の 3 筆で地目は畑・田で、面積は合計 1,186 m²です。

作物は、借受人がナスを栽培する予定をしております、賃借期間は 3 年間で、

賃借料^{ちんしやくりょう}は 85,470 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、31 ページに地図がございます。穴内公民館の北西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。また調査書の方は、賃借料 10a あたりの換算金額を記載しております。

現地につきましては、10 月 15 日に、小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

事務局 申請番号2番です。
貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の2筆で地目は田で、面積は合計1,799 m²です。
作物は、借受人がナスを栽培する予定をしております、賃借期間は15年間で、賃借料は125,930円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、32ページに地図がございます。防災センターの西方向にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。こちらも賃借料につきましては、調査書の方は、10aあたりの換算金額を記載しています。
現地につきましては、10月11日に、公文啓子委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

事務局 申請番号3番です。
貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の1筆で地目は田で、面積は合計1,547 m²です。
作物は、借受人がナスを栽培する予定をしております、賃借期間は3年間で、賃借料は110,000円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、33ページに地図がございます。伊尾木川の左岸側県道大久保伊尾木線沿いにある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。賃借料については、調査書の方は10aあたりの換算金額を記載しております。
現地につきましては、10月8日に、内川昭二委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

事務局 それでは、ここで、申請番号①から③までを先に審議していただきます。

議長 まず、現地確認委員の報告を、申請番号①を小松昭則委員、申請番号②を野村勉委員、申請番号③を黒岩榮之委員、お願いします。

小松委員 ①です。先ほどの説明のとおりです。

野村委員 ②です。先ほどの説明のとおりです。

黒岩委員 ③です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第7号、農地中間管理事業法第19条の2の 農用地利用集積計画 一括方式 決定申請番号①から③について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員)です。

よって、議案第7号、農地中間管理事業法第19条の2の 農用地利用集積計画(一括方式) 申請番号①から③決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 それでは、ここで、申請番号④の関係人に退席していただきます。

事務局 では、申請番号4番について説明いたします。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の2筆で地目は田で、面積は合計2,436㎡です。

作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしております、賃借期間は3年間で、賃借料は5,116円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、34ページに地図がございます。土居郵便局の東にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、10月8日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

入交委員 10月8日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)ないようでしたら、採決いたします。

議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画(一括方式) 決定(申請番号④)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員・多数)です。

よって、議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画(一括方式) 申請番号④決定については、原案どおり決定いたしました

議長 それでは、議案第 8 号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第 8 号、非農地証明願について説明いたします。議案書は 35 ページです。今回は 7 件の申請が出ております。

それでは、申請番号 1 番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は 234 m²となっております。

所在地の地図は 37 ページに掲載しております。花園町にあるコメリ花園店の南にある農地で、現在は住宅が建っております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は、昭和 56 年頃に現所有者と夫が自己の住宅を建築し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、10 月 11 日に野村勉委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に申請番号 2 番。申請人、申請地は、議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は 406 m²となっております。

所在地の地図は、38 ページに掲載しております。宝永町、あき総合病院の東にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和 60 年に店舗共用住宅として建築し、建物が無い部分は駐車場として利用し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、10月11日に野村勉委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

次に、申請番号3番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は505㎡となっております。

所在地の地図は39ページに掲載しております。井ノ口市営高台寺団地の跡地の北方向にある土地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は、平成18年に住宅を建築し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、10月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に申請番号4番です。申請人、申請地は、議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑、面積は4筆合計で1466㎡となっております。

所在地の地図を40ページに掲載しております。内原野公園の北にある土地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

現地は、昭和35年頃に植林を行い、現在に至っています。現地の木の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、10月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に申請番号5番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は700㎡となっております。

所在地の地図は41ページに掲載しております。川北のNOSAI安芸事務所が建っている土地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地は、昭和63年にNOSAI安芸事務所が建築され、現在にいたっております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、10月10日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に申請番号6番。申請人、申請地は、議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑、面積は10㎡となっております。所在地の地図は42ページに掲載しております。川北にある公営住宅安芸東団地の北の方にある土地です。現地の写真をお配り

しますので、ご確認ください。

現地は、昭和 50 年頃、現所有者の父親が墓地を建築し、現在は墓石は撤去されていますが、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、10 月 10 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に申請番号 7 番。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は 145 m²となっております。

所在地の地図は 43 ページに掲載しております。穴内西地集会所の北の方にある土地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は、平成 17 年頃から墓地及びその通路を建築し、現在に至っております。現地の状況、墓石の建立年などを確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、10 月 15 日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を申請番号 1 番、2 番を公文啓子委員に、
申請番号 3 番、4 番を西岡大作委員、申請番号 5 番、6 番を西岡秀輝委員に
申請番号 7 番を小松昭則委員 お願いします。

公文委員 ①②です。報告に間違いありません。

西岡委員 ③④です。説明のとおりです。

西岡委員 ⑤⑥です。先ほどの説明のとおりです。

小松委員 ⑦です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)ないので、採決いたします。

議案第 8 号 非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 賛成(全員)です。
よって、議案第8号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 私の方から、2点あります。
1点目ですが、11月16日(土)に「あき・あい・あい収穫祭」で、新規就農と農業者年金、農地相談のブースを設ける予定をしておりますので、お手伝いいただける農業委員さんがおられたら、事務局までお声かけをお願いいたします。いない場合は、事務局のほうからご協力の依頼をするかもしれませんので、その際はよろしくお願いします。
2点目ですが、11月の定例会は、11月25日(月)の予定です。
また、この日は、定例会終了後、農業者年金の勉強会も開催予定をしておりますので、合わせてご参加の方、よろしくお願いいたします。
事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。
閉会あいさつ

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 11 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員